

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和5年度
計画主体	小野町

小野町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 産業振興課
所在地 福島県田村郡小野町大字小野新町字館廻92
電話番号 0247-72-6938
FAX番号 0247-72-3121
メールアドレス sangyoushinkouka@town.fukushima-ono.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、カラス、カルガモ、カワウ、アオサギ、スズメ、ハクビシン、タヌキ、アライグマ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	小野町全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稻	24 千円／0.02ha
	いも類（馬鈴薯）	142 千円／0.10ha
	小計	166 千円／0.12ha
カラス		—
カルガモ		—
カワウ		—
アオサギ		—
スズメ		—
ハクビシン		—
タヌキ		—
アライグマ		—
		合計 166 千円／0.12ha

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

<p>①イノシシ イノシシは、東日本大震災に伴う東京電力福島第1原子力発電所事故以降、増え続けており、町内全域で目撃されている。主な被害作物は、水稻やいも類であり、食害のほか、畑や水田畦畔の破壊、牧草地・遊休農地の掘削、家畜飼料の食い荒らし等の農作物以外の被害も増加している。通年で被害が発生しており、農業者の営農意欲減退の原因となっている。</p> <p>②カラス カラスは町内全域に生息している。農作物への被害報告がされていないが、農作物の食害や家畜等の被害の恐れがあるため、引き続き被害防止に努めたい。</p>
--

③カルガモ

カルガモは右支夏井川をはじめ多くの場所に住みついている。近年では水稲への被害が確認されてるため、今後被害が拡大しないよう努める必要がある。

④カワウ、⑤アオサギ

カワウ、アオサギは、右支夏井川やこまちダム及び九生滝川で目撃情報がある。近年は被害の報告がされていないが、引き続き被害軽減に努めたい。

⑥スズメ

スズメは町内全域に生息している。農作物への被害報告がされていないが、稲刈り～乾燥時期の被害防止に努めたい。

⑦ハクビシン

ハクビシンは町内全域で生息しており、家屋への侵入被害などの「生活環境被害」が通年で発生している。農作物への被害報告はされていないが、主に収穫前の野菜等の被害防止に努めたい。

⑧タヌキ

タヌキは町内全域で生息しており、通年で目撃されている。農作物への被害報告はされていないが、主に収穫前の野菜等の被害防止に努めたい。

⑨アライグマ

アライグマは近年、町内全域で農地や宅地への出没事例が増加している。農作物への被害報告はされていないが、主に収穫前の野菜等の被害防止に努めたい。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和4年度）	目標値（令和8年度）
農作物被害額		
イノシシ	166 千円	148 千円
カラス	0 千円	0 千円
カルガモ	0 千円	0 千円
カワウ	0 千円	0 千円
アオサギ	0 千円	0 千円
スズメ	0 千円	0 千円
ハクビシン	0 千円	0 千円
タヌキ	0 千円	0 千円
アライグマ	0 千円	0 千円
計	166 千円	148 千円

農作物被害面積		
イノシシ	0.12ha	0.10ha
カラス	0.00ha	0.00ha
カルガモ	0.00ha	0.00ha
カワウ	0.00ha	0.00ha
アオサギ	0.00ha	0.00ha
スズメ	0.00ha	0.00ha
ハクビシン	0.00ha	0.00ha
タヌキ	0.00ha	0.00ha
アライグマ	0.00ha	0.00ha
計	0.12ha	0.10ha

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・小野町鳥獣被害対策実施隊と連携し、捕獲を実施している。 ・小野町有害鳥獣対策協議会で購入した捕獲機材を活用し捕獲を行っている。 <p>◇イノシシ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銃器、わな（くくりわな、箱わな）を使用し捕獲を実施 <p>◇カラス、スズメ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銃器を使用し捕獲を実施 	<p>小野町鳥獣被害対策実施隊の高齢化に併せ、隊員の減少が進んでいるため、担い手の確保、育成が急務である。</p> <p>原発事故以降、イノシシの数が増え続けており、年々捕獲数の増加が見られるが（※豚熱の影響と考えられる捕獲数減が一時見られたが）、イノシシの繁殖力に追いついていないため、農作物等に対する被害は減少していない。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>電気柵購入費用助成事業による電気柵を推進し、併せて電気柵の適切な管理を推進するためのモデル事業を実施した（R3-4）。</p>	<p>被害が増加していることから侵入防止柵（ワイヤーメッシュ柵、電気柵）の設置をはじめ、緩衝帯の設置など様々な防除方法について検討・研究が必要である。</p> <p>電気柵設置地域においては、継続的に適正管理が求められる。</p>

生息環境管理その他の取組	・野生鳥獣の寄り付きにくい環境整備に係る知識普及の啓発活動を実施。	・鳥獣の温床となる耕作放棄地の整備、放任果樹等の誘引物の管理、緩衝帯の整備が課題である。
--------------	-----------------------------------	--

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

<p>有害鳥獣による農作物や圃場への被害は、年々増加傾向にあり、特にイノシシによる被害が顕在化している。近年ではハクビシン、アライグマ等の出没事例が増加してきており、農作物被害のリスクが高まっている。</p> <p>対策として、各行政区長に行政区内の被害情報収集の協力を受け、的確な集約に努め、小野町鳥獣被害対策実施隊を軸とした捕獲体制の強化を図るとともに、引き続き「生息環境管理」、「被害防除対策」「個体数管理」を組み合わせた地域ぐるみによる鳥獣被害対策を推進していく。具体的には以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ くくりわな等の捕獲機材の導入や、被害防止のための新たな機材の研究・導入、緩衝帯の整備（間伐や遊休農地の刈り払い等）を実施する。 ○ 野生鳥獣を誘引しない環境を整備するため、山と集落の境界の草刈り、放任果樹の管理（伐採）、エサとなる収穫残渣や生ごみを放置しないなどの対策を町公式ウェブサイト、同LINE、広報紙等で発信、周知する。 ○ 小野町鳥獣被害対策実施隊員の減少や高齢化が進んでいることから、狩猟免許の取得に対する支援を充実させ、担い手の確保に努める。 ○ 侵入防止柵（ワイヤーメッシュ、電気柵）については、令和元年度から町独自の事業として、電気柵の購入費用の補助を実施しており、継続していく。 ○ 今後も被害防除を強化しつつ、被害が大きい集落については、専門家等の協力を受けながら集落環境診断を実施し地域の状況に応じた対策を検討していく。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

町内に住所を有する狩猟免許所持者で、福島県猟友会小野支部 小野新町分会・菖蒲谷分会・飯豊分会・夏井分会から推薦された者に対し、小野町長が任命し、小野町鳥獣被害対策実施隊が組織されている。

捕獲については、小野町鳥獣被害対策実施隊に委託して実施し、捕獲時期、捕獲場所等について町と組織が協議し実施する。

小野町鳥獣被害対策実施隊 22名(令和5年12月現在)

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6	イノシシ カラス カルガモ カワウ アオサギ スズメ ハクビシン タヌキ アライグマ	①くくりわな、箱わな等の捕獲機材の導入 ②捕獲方法等に関する研修会の開催 ③小野町鳥獣被害対策実施隊の担い手確保と育成 ④町広報紙等を用いた有害捕獲や狩猟に関する情報提供と啓発活動 ⑤農作物等被害の情報収集 ⑥電気柵購入費用の助成による設置範囲の拡大 ⑦鳥獣専門員の採用検討 ⑧隣接市町村との情報交換
令和7	イノシシ カラス カルガモ カワウ アオサギ スズメ	①くくりわな、箱わな等の捕獲機材の導入 ②捕獲方法等に関する研修会の開催 ③小野町鳥獣被害対策実施隊の担い手確保と育成 ④町広報紙等を用いた有害捕獲や狩猟に関する情報提供と啓発活動 ⑤農作物等被害の情報収集

	ハクビシン タヌキ アライグマ	⑥電気柵購入費用の助成による設置範囲の拡大 ⑦鳥獣専門員の採用検討 ⑧隣接市町村との情報交換
令和8	イノシシ カラス カルガモ カワウ アオサギ スズメ ハクビシン タヌキ アライグマ	①くくりわな、箱わな等の捕獲機材の導入 ②捕獲方法等に関する研修会の開催 ③小野町鳥獣被害対策実施隊の担い手確保と育成 ④町広報紙等を用いた有害捕獲や狩猟に関する情報提供と啓発活動 ⑤農作物等被害の情報収集 ⑥電気柵購入費用の助成による設置範囲の拡大 ⑦鳥獣専門員の採用検討 ⑧隣接市町村との情報交換

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
◇イノシシ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県イノシシ管理計画に基づく基準により捕獲を行う。
◇カラス	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準により捕獲を行う。
◇カルガモ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準により捕獲を行う。
◇カワウ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県カワウ管理計画に基づく基準により捕獲を行う。
◇アオサギ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準により捕獲を行う。
◇スズメ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準により捕獲を行う。
◇ハクビシン	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準により捕獲を行う。
◇タヌキ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準により捕獲を行う。
◇アライグマ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県アライグマ防除実施計画に基づく基準により捕獲を行う。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。 ・捕獲目標 250頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。 ・捕獲目標 250頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。 ・捕獲目標 250頭
カワウ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県カワウ管理計画に基づく基準による。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県カワウ管理計画に基づく基準による。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県カワウ管理計画に基づく基準による。
カラス カルガモ アオサギ スズメ ハクビシン タヌキ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。
アライグマ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県アライグマ防除実施計画に基づく基準による。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県アライグマ防除実施計画に基づく基準による。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県アライグマ防除実施計画に基づく基準による。

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<p><捕獲方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ◇イノシシ わな（くくりわな・箱わな）及び銃器により ◇カラス ◇カルガモ ◇カワウ ◇アオサギ ◇スズメ ◇ハクビシン ◇タヌキ ◇アライグマ <p style="margin-left: 100px;">} . . . 銃器により</p> <p style="margin-left: 100px;">} . . . わな及び銃器、止め刺し器具による</p>

<捕獲時期>

●イノシシ

1年を通して捕獲を行う。

4月から11月まで、有害捕獲を実施する外、11月から3月まで狩猟による駆除も含めて実施する。

●その他の鳥獣

4月から11月ごろを重点に有害捕獲により駆除を実施するが、被害発生の報告等あった場合、柔軟に対応する。

<捕獲場所>

町内全域

主に、人的被害の恐れのある個体の活動地区及び農作物・圃場に被害が発生した地区で実施する。

<その他>

安全かつ効果的な捕獲を行うため、地域住民の理解を得ながら、有害鳥獣の活動域等を把握し、必要最低限の捕獲を行う。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

イノシシの捕獲については、わなによる捕獲と併せ、山間や沢沿いでの生息・活動も多いため、遠距離からの銃による捕獲も有効である。

ライフル銃の所持隊員は許可証の提出により確認済みであり、周囲の安全を確認した状態での使用を許可する。

捕獲時期：通年

捕獲場所：町内全域（道路沿い、民家周辺を除く）

- (注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし	なし

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	電気柵購入費用の助成により電気柵設置範囲の拡大を図る。		

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> ・町公式ウェブサイト、同LINE、広報紙等での電気柵設置・管理方法に係る情報提供 ・集落営農組織等を通して、電気柵設置助成事業の周知と併せての管理方法の説明。 		

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6	イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> ・町広報紙等を用いた情報提供により自衛意識の醸成 ・緩衝帯の整備 ・侵入防止柵以外の被害防止のための先進事例の研究 ・被害防止対策に係るモデル事業等の検討 ・被害情報収集の徹底

令和7	イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町広報紙等を用いた情報提供により自衛意識の醸成 ・ 緩衝帯の整備 ・ 侵入防止柵以外の被害防止のための先進事例の研究 ・ モデル地域での事業実施・検証 ・ 被害情報収集の徹底
令和8	イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町広報紙等を用いた情報提供により自衛意識の醸成 ・ 緩衝帯の整備 ・ 侵入防止柵以外の被害防止のための先進事例の研究 ・ モデル地域の検証結果の周知 ・ 被害情報収集の徹底

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

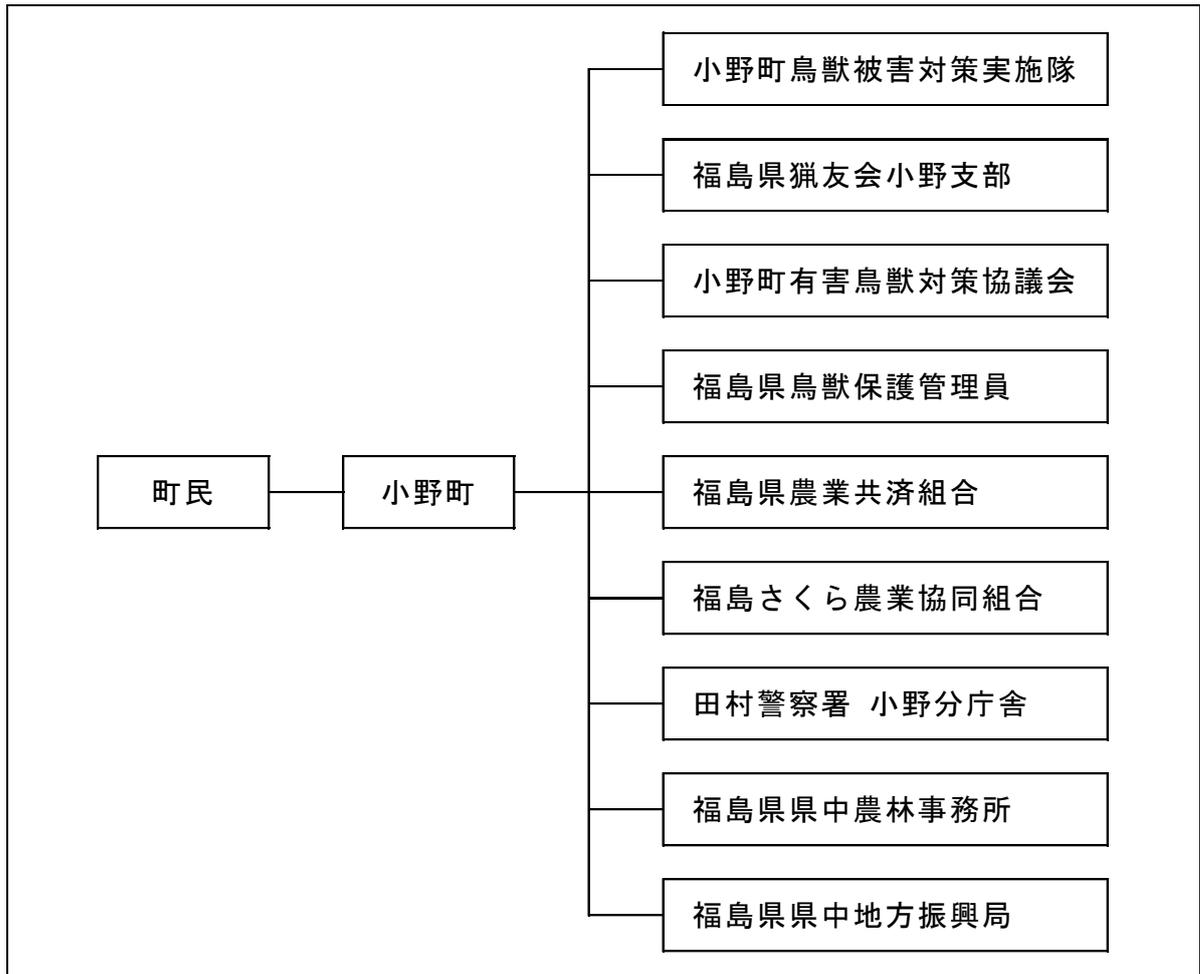
関係機関等の名称	役割
小野町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目撃情報等の収集 ・ 町公式ウェブサイト、同LINE、広報紙、防災行政無線等を用いた被害予防に関する情報提供 ・ 捕獲許可証・従事者証の交付 ・ 関係機関への連絡調整 ・ 幼児・保育施設、学校関係への情報提供
小野町鳥獣被害対策実施隊	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象鳥獣の捕獲等 ・ 緊急時における現場への出勤
福島県猟友会小野支部	
小野町有害鳥獣対策協議会	
福島県鳥獣保護管理員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象鳥獣関連情報の共有及び被害防止に向けた対策方法の普及を図る。
福島県農業共済組合	
福島さくら農業協同組合	
田村警察署小野分庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象鳥獣関連の情報提供と助言
福島県県中農林事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象鳥獣関連及び被害防止技術の情報提供、助言
福島県県中地方振興局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣の保護管理・狩猟に関する指導等

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

処理施設での焼却及び埋設等、適正に処理する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	放射線物質を含んでいて現在は出荷制限となっており、食品利用については当面の間困難である。 また、その他の利用についても加工場等が未整備のため困難である。
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

なし

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

なし

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	小野町有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
小野町	事務局を担当し、小野町の鳥獣被害対策について、全般的な管理を行う。
小野町鳥獣被害対策実施隊 福島さくら農業協同組合 福島県農業共済組合 福島県猟友会小野支部	情報の提供、被害の報告、必要な対策等を提言する。
福島県鳥獣保護管理員	鳥獣の生態等の専門的立場で被害防止対策に助言を行う。

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
東北農政局福島県拠点	鳥獣被害防止対策に関する助言及び指導を行う。
福島県県中地方振興局 県民環境部県民生活課	鳥獣被害防止対策に関する助言及び指導を行う。
福島県県中農林事務所 田村農業普及所	鳥獣被害防止対策に関する助言及び指導を行う。
福島県県中農林事務所 森林林業部	農地周辺の環境整備としての森林整備に関する情報提供、助言・指導等を行う。

夏井川漁業協同組合	河川等での有害鳥獣関連情報の提供を行う。
-----------	----------------------

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>小野町鳥獣被害対策実施隊の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 隊員は地区の猟友会から推薦された者を町長が任命する。 <p>隊員数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 22名（令和5年12月末日現在） <p>体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小野新町分会 4名 ・ 飯豊分会 5名 ・ 夏井分会 6名 ・ 菖蒲谷分会 7名 <p>活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地、山林地等の巡回に関する業務 ・ 地域住民と連携した追い払い活動に関する業務 ・ 町長が指示する対象鳥獣の捕獲及びその他の鳥獣被害防止対策による駆除に関する業務 ・ その他、鳥獣による被害を軽減させるために必要と認める業務
--

- (注) 1 被害状況を勘察し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

なし

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

対象鳥獣の捕獲等に関して、隣接する市町村や関係機関と連携を図っていく。

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。